

# 東浦町国民保護計画 案

## 新旧対照表

(令和2年度版)

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	変更案	現行	改正理由
	第1編 総論	第1編 総論	
	第4章 町の地理的、社会的特徴	第4章 町の地理的、社会的特徴	
7	(2) 気候 (略)	(2) 気候 (略)	
	【月別平均気温と平均降水量(過去5年:平成27年～令和元年)】	【月別平均気温と平均降水量(過去5年:平成24年～平成28年)】	
	全図修正 P6参照		表記の整理
8	(3) 人口分布	(3) 人口分布	
	② 地区別人口・世帯数(令和2年4月1日現在)	② 地区別人口・世帯数(平成28年4月1日現在)	表記の整理
	全表修正 P7参照		
9	③ 5歳階級別男女別人口(令和2年4月1日現在)	③ 5歳階級別男女別人口(平成28年4月1日現在)	表記の整理
	全図修正 P8参照		
	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
	第1章 組織、体制の整備等	第1章 組織、体制の整備等	
	第4 情報収集・提供等の体制整備	第4 情報収集・提供等の体制整備	
	2 警報等の伝達に必要な準備	2 警報等の伝達に必要な準備	
	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
18	(2) 安否情報の種類及び報告様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。	(2) 安否情報の種類及び報告様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。	国民保護に関する基本指針の変更

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	変更案	現 行	改正理由
	第5 研修及び訓練	第5 研修及び訓練	
	2 訓練	2 訓練	
19	<p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、知多中、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、知多中、県警察、衣浦海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、知多中、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、知多中、県警察、衣浦海上保安署、自衛隊等との連携を図る。</p>	国民保護に関する基本指針の変更
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
	5 避難施設の指定への協力	5 避難施設の指定への協力	
22	<p>町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	国民保護に関する基本指針の変更
	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
	第4章 警報及び避難の指示等	第4章 警報及び避難の指示等	
	第1 警報の伝達等	第1 警報の伝達等	
	2 警報の内容の伝達方法	2 警報の内容の伝達方法	
37	<p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p>	国民保護に関する基本指針の変更

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	変更案	現 行	改正理由
	を伝達する。		
37	(ウ) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。	(追加)	国民保護に関する基本指針の追加
37	(3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、町長は、知多中の管理者に対し、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うように要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。	(3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、町長は、知多中の管理者に対し、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うように要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。	国民保護に関する基本指針の変更
37	(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で、 <u>避難行動要支援者名簿を活用する</u> など避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>避難行動要支援者</u> について、防災・福祉関係部局との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	国民保護に関する基本指針の変更
	第2 避難住民の誘導等	第2 避難住民の誘導等	
42	4 武力攻撃の類型に応じた避難指示に当たっての留意事項 <u>弾道ミサイル攻撃の場合</u> ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)	4 武力攻撃の類型に応じた避難指示に当たっての留意事項 <u>弾道ミサイル攻撃の場合</u> ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)	国民保護に関する基本指針の変更

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

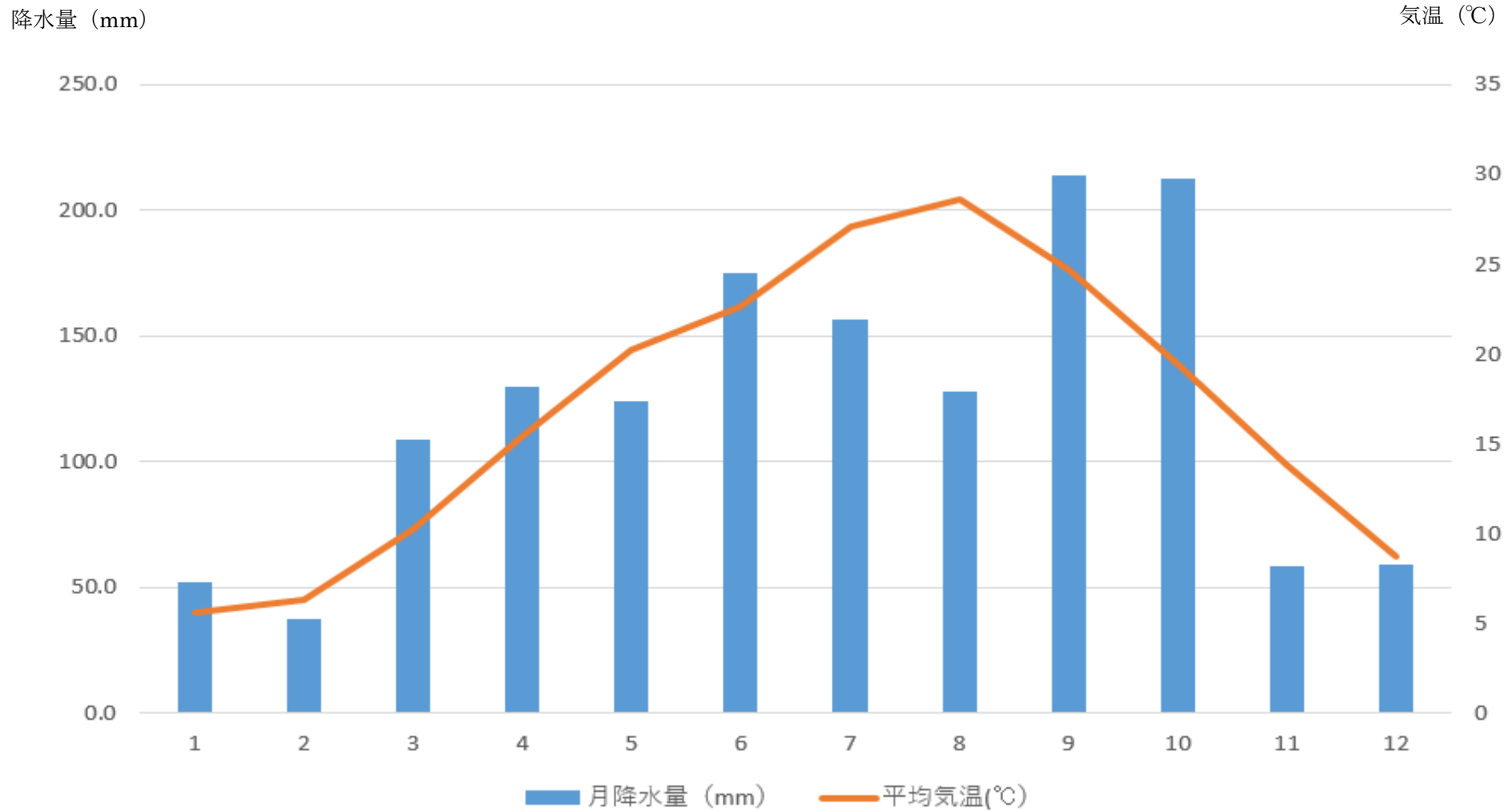
ページ	変更案	現 行	改正理由
	イ (略)	イ (略)	
42	<p>ウ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町に</u>着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>ウ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	国民保護に関する基本指針の変更
	第6章 安否情報の収集・提供	第6章 安否情報の収集・提供	
	2 県に対する報告	2 県に対する報告	
46	<p>町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）電子メールで県に送付する。<u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などで報告を行う。</u></p>	<p>町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）<u>の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などで報告を行う。</u></p>	国民保護に関する基本指針の変更
	第3編武力攻撃事態等への対処	第3編武力攻撃事態等への対処	
	第9章保健衛生の確保その他の措置	第9章保健衛生の確保その他の措置	
	1 保健衛生の確保	1 保健衛生の確保	
55	<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、県と連携し、<u>保健師等の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。</u></p> <p>この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、県と連携し<u>医師等</u>保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	表記の適切化

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	変更案	現 行	改正理由
	2 廃棄物の処理	2 廃棄物の処理	
55	ア 町は、東浦町災害廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月）等を踏まえて、 <u>廃棄物の処理が円滑に行える体制をとる。</u>	ア 町は、 <u>町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 1 0 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</u>	東浦町災害廃棄物処理計画作成に伴う修正

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

【月別平均気温と平均降水量（過去5年の平均）】全図修正



## 東浦町国民保護計画案 新旧対照表

資料：知多中部広域事務組合

令和2年4月1日現在

地区別人口・世帯数 全表修正

地域	世帯数	男（人）	女（人）	合計（人）
森岡	3,281	3,997	4,032	8,029
緒川	3,770	4,525	4,433	8,958
緒川新田	3,119	3,807	3,850	7,657
石浜	4,545	5,622	5,439	11,061
県営住宅	795	820	937	1,757
生路	2,253	2,867	2,766	5,633
藤江	2,956	3,653	3,406	7,059
合計	20,719	25,291	24,863	50,154

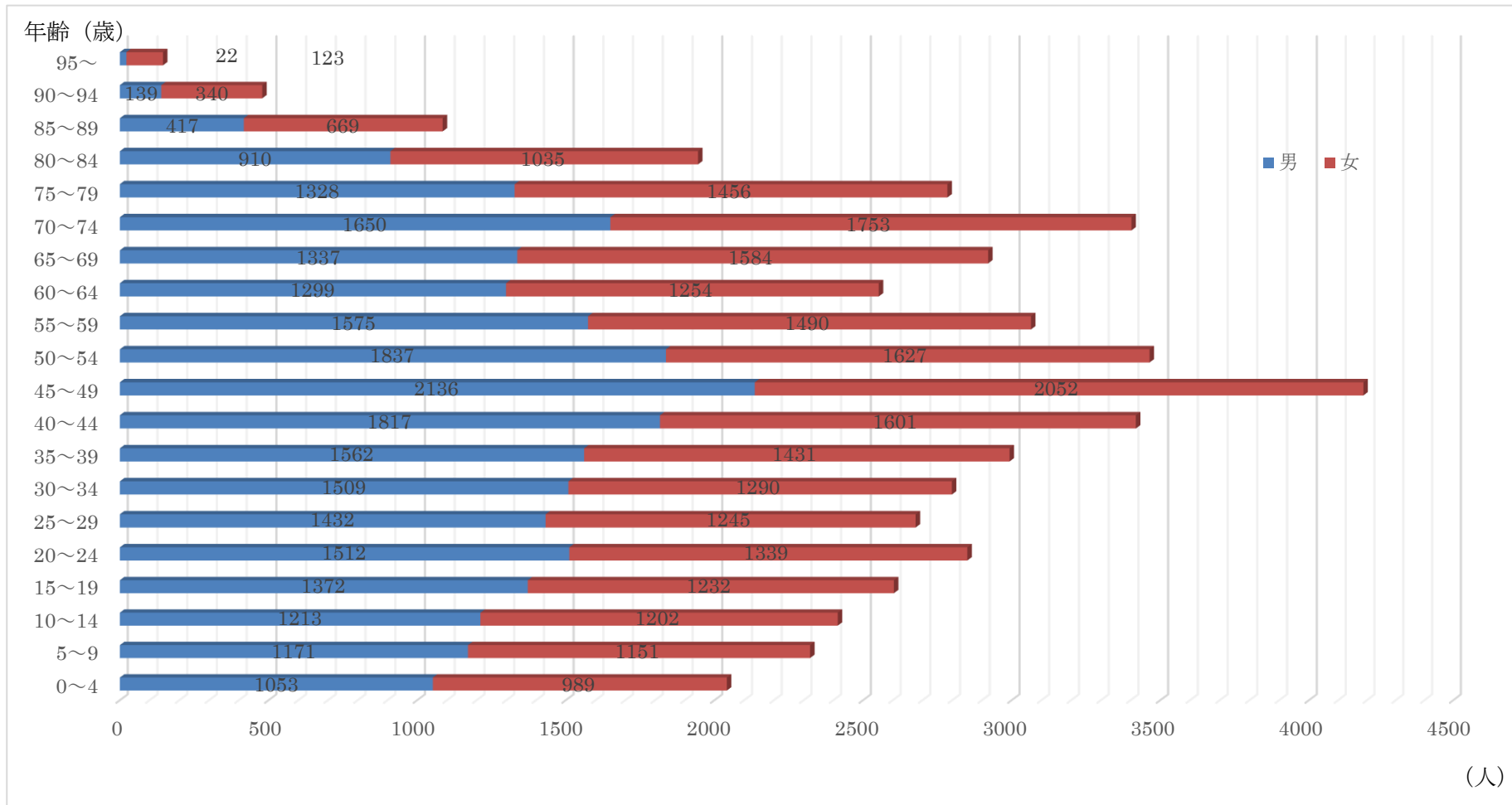
資料：住民基本台帳



# 東浦町国民保護計画案 新旧対照表

5歳階級別男女別人口 全表修正

令和2年4月1日現在



資料：住民基本台帳